

明治期島根漁民の朝鮮海進出

内 藤 正 中

はじめに

1. 沿岸漁業から出稼漁業へ
2. 朝鮮海出稼漁業の展開
3. 朝鮮移住漁業と挫折

はじめに

島根県は日清戦争後の1895年（明治28）,戦後経営の方途を樹立する殖産協議会を開催し, 10年の計画期間をもつ殖産計画を策定するが, 漁業発展による「漁村維持の方法」として朝鮮海出稼漁業の奨励を決定した。このとき以来, 島根県は朝鮮海出漁を積極的に推進し, 1907年（明治40）からは根拠地を設けて移住漁業を展開する。

朝鮮半島周辺部での漁業近代化については, 吉田定市⁽¹⁾, 羽原又吉⁽²⁾らの研究があるが, 吉田の場合, それは「内地式漁法の移入普及」を通じて「朝鮮人との協力のもとに幾多の成功失敗を重ね, 幼稚なる水産業をして世界的水準にまで発展せしめた苦闘の開発史」という立場からまとめたものである。羽原もまた, 吉田の研究に依拠しつつ「日鮮海漁業の発達過程」, そして「明治時代の鮮海出漁」を解明した。

日本漁民の朝鮮海出漁は, たしかに朝鮮の幼稚な漁業に「内地式漁法」を移植していったし, その結果として朝鮮における漁業技術を「世界的水準」にまで発展させたかもしれない。しかしそれだからといって, 日本漁民の進出が, 朝鮮漁村と漁業者の繁栄と幸福を結果したとはいえないはずである。世界的水準にまで発展した漁業技術は, 朝鮮の経済発展に貢献することなく, 植民地的収奪をほしいままにしたために, 日本漁民は朝鮮人と対立し, 移住漁業は挫折

を余儀なくされたのであった。

本稿では、対岸に朝鮮半島を望む「一衣帯水の地」に位置する島根県の漁業者の朝鮮海進出の歴史過程を解明することを目的とする。ゆきづまった沿岸漁業の内部矛盾を解決する方途として選択された朝鮮海出漁は、日本帝国主義の朝鮮侵略と軌を一にしている以上、私たちはそれを日本漁業の沿岸から沖合へ、そして出稼漁業への展開の過程を、「発展史」としてのみ理解することは許されないはずである。植民地経営の矛盾としての漁業収奪の本質解明が本稿の課題となる。

<注>

- (1) 吉田敬市『朝鮮水産開発史』朝水会，1954年。
- (2) 羽原又吉『日本近代漁業経済史』下巻，岩波書店，1957年

1 沿岸漁業から出稼漁業へ

(1) 漁業近代化の方向

島根県知事から朝鮮出稼漁業についての問題提起があったのは、1895年（明治28）3月である。日清戦争後の戦後経営策を樹立するために、島根県は県内在住の有力者を集めて殖産協議会を開催した。その席上で、「第六 漁村維持ノ方法如何」との殖産計画諮問案の説明のなかで、当面している沿岸漁業の危機的状況に言及して次のように述べたのである。

「逐年漁民ノ戸数増加スルニモ不拘、漁業ノ区域ハ依然トシテ拡マルナク、漁法亦進マズ、年一年生活ノ困難ヲ来セリ、今日ニシテ之ガ救済ノ策ヲ講ゼザレバ、進ンデ後來社会ノ進歩ニ伴ヒ、遠海漁業ノ如キ雄図ヲ望ムベカラザルハ勿論、退テ漁村ノ現況ヲ維持スル能ハズ、若シ不幸ニシテ不漁打続クコトアラバ、非常ノ惨況ニ陥リ復タ救フベカラザルニ至ルヘシ」

明治維新以降、漁村人口は増加したにもかかわらず、漁業区域は旧のままであ

り漁法にも進歩がなく、漁業生産性は停滞的で漁民生活は窮迫の一途にあるというのである。沿岸漁業はゆきづまってはいるが、展望がなかったわけではない。すでに1884年（明治17）の農商務省による『第一回興業意見』で島根の漁業については、「充分拡張スヘキ見込アリト雖モ、未タ適良ノ方法ヲ得ズ」と述べていた。⁽²⁾この当時、1890年代の島根の沿岸漁業の実態として、那賀郡の釣漁と網漁について新聞には以下の如く報じてある。

「那賀郡の漁業を大別すれば釣漁と網漁の二種にして、専業者は釣漁を以て糊口となし、網漁稼のものは概して農業を主とし、期節により漁業に従事せり、然るに釣の専業者は年々増加し、濫獲に起因せるが、従来⁽³⁾の漁場に於て釣をなすも漁獲充分ならず、又鰯の如きも沖合を遊泳し地引網漁場に来集すること稀なれば、是亦不漁なり、其他大數網の如きも従前の如き漁獲なく…」

こうした沿岸漁業に対して島根県がとったのは、新しい沖取網漁法の導入である。⁽⁴⁾大敷網、鰯地引網、鯖網業などが、「鰯魚ノ集遊スルヲ見テ其場所ニ至リ適宜投網スルヲ得、之ヲ従来使用セル地引網ニテ鰯ノ其地方ニ寄り来ル待テ漁獲スルモノ」であるのに対して、那賀郡が1887年（明治20）に千葉県から招いた八手網使用法教師2名による新漁法は、「一般此八手網ヲ用ユルニ至レハ更ニ其漁額ヲ増スヤ蓋少ナラス」といわれるものであった。⁽⁵⁾問題は新漁法導入にかかる経費負担であり、島根県は1894年度（明治27）から水産補助費として700円を予算計上することにした。常置委員意見報告は、「本県ノ水産ノ尚幼稚ニシテ漁業者独力ニテ新規ノ網ヲ製セサルカ故ニ、之ニ補助ヲ与ヘテ精巧ノ網ヲ製造センメ、大ニ改良ヲ加ヘントスル目的ナリ」と、県当局の提案にコメントを与えている。⁽⁶⁾

沿岸漁業の不振を打開する方策を問うた県の殖産協議会では、「試験的事業」とした次の各項の「施設要領」を取上げたのである。

1. 水産巡回教師ヲ漁法製造法及養殖法ニ就キ教授ノ傍ヲ試験及調査ノ事業ニ従事セン

ムルコト

2. 沖合漁業ニ就テハ大黒網、巾着網ノ使用ヲ練習セシムルコト
3. 朝鮮出稼漁業ノ端緒ヲ開カシメ遠洋漁業ノ階梯トナスコト⁽⁷⁾
4. 漁業組合ノ経費ヲ補助シテ共同事業ノ発達ヲ図ルコト

みられるように、沿岸、沖合、遠洋（朝鮮出稼）の三種の漁業形態と、漁業組合による共同事業が漁業発展の方策とされたわけである。それぞれの方策の有効性は、県が設定した殖産計画の増殖目標に反映している。現在の総水産額855,473円を基礎に、10年後には40%増加を図るというものがあるが、40%に見合う増殖額は342,000円となる。この増殖分について、35%を占める120,000円は朝鮮近海出稼漁業であり、300艘を送り出すことにして、当初の105,000円を修正した。26%を占める沖合漁業には、大黒網や巾着網を60統増設するが、当初の120,000円を90,000円に下方修正した。漁具漁法の改良と水産蕃殖施設では増殖目標の17%、57,000円であり、魚介藻の製造法改良は60,000円を75,000円に修正して22%を占めるとした。⁽⁸⁾以上で明らかのように、島根の水産額を増加させるにあたって一番期待をかけられていたのは、35%の朝鮮海出稼漁業であり、つづいては26%の沖合漁業であった。「施設要領」の細目には、朝鮮海出稼漁業に対する具体的な奨励策として、以下の各項がかかげてある。

朝鮮海出稼漁業ヲ奨励スルコト

1. 朝鮮海出稼漁業奨励ノ目的ヲ以テ県下ニ於テ有力ノ団体ヲ設ケシムルコト
2. 前項ノ団体ニ於テ左ノ条件ヲ満シタル方法ニ依リ出稼漁業ヲ企図スルトキハ地方税ヨリ補助費ヲ支給スルコト
 - (イ) 漁船10艘以上ノ設備ヲ為スコト
 - (ロ) 漁業教師ハ1名トシ、他府県ヨリ雇入ル、者ハ漁船1艘ニ対シ1名ヲ超ヘサルコト
 - (ハ) 漁夫ハ県下ノ漁業者ヲ使用スルコト
 - (ニ) 出漁中ハ2名以上監督員ノ乗組ヲ為サシムルコト
 - (ホ) 出漁中ハ一定ノ繫泊所及運送船ノ設備ヲ為スコト
 - (ヘ) 出漁中疾病負傷等ノ保護法ヲ設クルコト
3. 必要ト認ムル場合ニ於テハ他府県同業者ト聯合事業ヲ為サシムルコト⁽⁹⁾

こうして県費補助を得て、漁業教師及び監督員が乗船した10艘以上の船団を組んで、島根の朝鮮海出稼漁業が本格的に開始されるのであった。

(2) 日朝通漁規則と出稼漁業

日本漁船の朝鮮近海への出稼ぎが認められるようになったのは、明治16年(1883)の「日本朝鮮貿易規則」の締結からである。同規則第41款で、日本漁船は朝鮮国の全羅、慶尚、江原、咸鏡の四道で、朝鮮漁船は日本国の肥前、筑前、長門、石見、出雲、対馬の海浜で、それぞれ「往来捕魚」し「其所獲ノ魚介ヲ売買」することができる⁽⁴⁰⁾と定めた。

次いで明治22年(1889)の「日本朝鮮両国通漁規則」で詳細が定められる。それは、「両国議定地方ノ海浜三里以内」で漁業を行う日朝両国漁船は、願書に船の間数、所有主、乗組人員などを記して、領事館経由で開港場地方庁に差出し船の検査を経た上で免許鑑札を受けることとされた。鑑札は1年間有効で、操業中は携帯が義務づけられていた。なお、受けるにあたって漁業税を納めなければならなかった。漁業税は乗組員10名以上の船は10円、5名以上は5円、4名以下は3円と定められているが、日本銀貨で納めることとされていた。このことは、両国にとって平等な双務条約の形式はとってはいるものの、朝鮮国から漁船が日本列島近海に出漁してくることは考えられず、このため漁業税の納入についても、日本の銀貨でもって釜山なり漢城なりの日本領事館を経て開港場地方庁に納入すものと定めたものと思われる⁽⁴¹⁾。当時の朝鮮漁船の状況については次のような問題点が指摘されていた。

「要するに朝鮮人の漁業は、その技術一般に幼稚で、沿岸に来る魚族を魚獲することを主として、沖合に出漁するなどのことは殆んどない。その主たる原因は、船の外形は大要日本漁船に類似するも、船板には鉋をかけず、釘は木釘を使用して鉄釘を用いないから、釘の周辺は容易に隙間を生じ易く、海水これより滲入するのみでなく、激浪に遭えば破損を招き易い。鱧も形は日本のものに似ているが、樫材料が少ないため雑木を用い、また舵は甚だ長く進行に便なるも、材種を選ばないから推け易い。帆も木綿を用いず蘭

蓮を使用するなど、元来脆弱な船体である上にかやうな装備では到底遠洋に出漁し得ないのは当然である」⁽³²⁾

朝鮮国の漁民にとっては、沿岸漁業がすべてであったといつてよい。しかも漁業技術は「一般に幼稚」であるといわれるようなものであった。加えて元来、朝鮮人は「肉食の民」であり、魚は食することが少なかった。このことについて、以下のような記述もある。

「元来、朝鮮国は米穀多産且つ牛、豚、鶏、家鴨を産すること夥しく、特別の魚介類以外は一般的に獣肉食の民であるのみでなく、内地の道路も至って悪しく、魚介類の運搬などには甚だ不便であるため、勢い需要の面からも大なる制限を受けているためであろう。従つて沿海地帯における魚介類需要の生活圏内でも、その必要量は必ずしもそう大量でなく、しかも水族は豊富であるから、粗末な漁具、拙劣な漁法でも容易にその需要を満たし得るからであろう」⁽³³⁾

以上のような状況下で、日本からの朝鮮国漁業への進出が相次いだのであった。明治23年（1890）から25年までの3年間、釜山の日本総領事館による調査では、広島、山口、長崎などの西日本各県から、2012隻もの漁船（うち70%の1404隻までが4名以下の乗組であった）が、朝鮮近海で免許鑑札を受けて操業していたといふ⁽³⁴⁾。表1-1でみると、島根県は4隻が出漁したことになってい

表1-1 朝鮮海出漁漁船数

	明治23年	24年	25年		明治23年	24年	25年
広島	118	267	270	兵庫	7		5
山口	209	125	155	島根	4	4	3
長崎	131	45	58	福岡	2	1	11
大分	76	31	45	徳島			1
香川	55	45	40	佐賀			1
岡山	57	34	38	宮崎	1		
熊本	42	15	10	千葉			1
愛媛	14	15	31				
鹿児島	2	27	14	計	718	611	683

(注) 釜山港総領事館調査一羽原又吉『日本近代漁業経済史』下巻p. 94.

るが、これはどこまでも正式手続をとって鑑札を受けたものだけであり、これ以外にも例えば隠岐の漁民が朝鮮国領である鬱陵島に出漁するにあたって、わざわざ釜山に行って漁業税を納入して鑑札を受けてから出漁するということは考えられず、隠岐から鬱陵島への出漁は「密漁」が通例であったと思われる。⁽⁴⁹⁾このような無鑑札で漁業税を納入しないで出漁した船も相当数に上つていたと思われる。すなわち、

「慶尚・全羅二道の沿海は日韓通商章程に依り、我が漁民の各種漁業に従事するもの頗る多く年々其数を増し、一昨年（明治24年）釜山の手関にて漁業免状を受けた我が漁船は其数1,300有余隻、乗組人員6,000有余人、其他免状を受けずして出漁するの漁船亦夥多にして、慶尚、全羅、江原、咸鏡四道の沿岸には、到る所として我が漁船の往来せざるはなく、韓民の水産事業に幼稚なる今日、韓海漁業の利権は殆んど我が漁業者の独占に係り、其漁利毎年200万乃至300万の巨額なりと云ふ」⁽⁵⁰⁾

幼稚な漁法しかもっていなかった朝鮮国の沿岸漁業が、通漁規則が施行されて短時間に日本からの出稼漁業に圧倒されていった姿がよくわかる。しかも漁船は、「槍、薙刀、銃器等を携帯し、殆んど示威的の挙動をなす」ことが「憂ふべき弊習」として指摘さえされていたのであった。⁽⁵¹⁾

<注>

- (1) 明治28年殖産協議会への「諮問案」（『新修島根県史』通史篇近代 p. 418）
- (2) 明治17年農商務省「第一回興業意見」（『新修島根県史』史料篇近代（中） p. 463）
- (3) 『山陰新聞』明治30年8月24日。
- (4) 明治25年11月第41回通常県会（『島根県議会史』第1巻 p. 1084）
- (5) 『島根県公報』明治20年9月14日
- (6) 明治27年11月第46回通常県会（『島根県議会史』第1巻 p. 1149）
- (7)(8) 「殖産協議会整理案」（『新修島根県史』史料篇近代<中> p. 555, 551）
- (9) 「施設方法」（同上書 p. 565）
- (10) 明治16年7月25日「日本朝鮮貿易規則」（羽原又吉『日本近代漁業経済史』下巻, p. 80）
- (11) 明治22年11月12日「日本朝鮮両国通漁規則」（羽原同上書 p. 81 以下）
- (12)(13)(14)(16) 羽原同上書 p. 93, 90, 95, 113.

- (15) 拙稿「島根県人の鬱陵島進出」(『島根大学山陰地域研究』第7号) p. 20.
 (17) 『山陰新聞』明治25年3月3日。

2 朝鮮海出稼漁業の展開

(1) 出稼漁業の沿革

島根県下漁民の出稼漁業の歴史は、19世紀初頭にさかのぼることができる。石見国美濃郡飯浦から対馬海域に出漁したのは1819年(文政2)であった。1880年代(明治13～)には飯浦10隻、大浜2隻、須津10隻、古湊2隻が対馬に出漁し、日高村を根拠地として一本釣や延縄を行った。そして1889年(明22)には、美濃郡津田村の矢富与三郎らが16隻40余人の船団を組んで、朝鮮国全羅道テイルュウ島で鱣漁に従事したいという⁽¹⁾。

那賀郡岡見村須子浦、古市場古湊浦の漁民は、明治初年(1870～)に対馬に出漁し、「該海に於て魚族夥多にして現今の比にあらず、莫大の漁利を納めた」ため、「他浦の漁夫の出稼も漸く増加」する契機になった⁽²⁾。邇摩郡五十猛村大浦の漁民は、1893年(明治26)に数十名で対馬に出漁し、「少なきものも五六十円、多きものは数百円の利益」をあげて帰港して、翌年にも出漁したと⁽³⁾いう。

隠岐国から朝鮮領鬱陵島に初めて出漁したのは、知夫郡宇賀村の真野哲太郎であった。真野は1893年(明治26)に隠岐国四郡共有の改良漁船に4人で乗組んで出漁して以来で、鬱陵島への出漁は別稿で明らかにした通りである⁽⁴⁾。

1912年(大正1)に島根県内務部が全県下の漁村について、各漁業組合ごとに⁽⁵⁾出稼漁業の沿革を調査して報告している。主なものを摘記しておく。

那賀郡和木浦——主タル出稼地ハ対州ニシテ、明治17年頃ヨリ開始シ、既往7、8年前迄ハ相当ノ利益ヲ得タリシモ……

邇摩郡馬路村——明治29年頃鱣漁ノタメ本村岩崎五市、松浦吉二郎、折戸常吉等ノ対馬出漁ニ初マル

知夫郡浦郷村——明治20年鬱陵島へ漁業者出稼ヲ開始シ爾来年々増加シ……

周吉郡加茂村——明治25年初メテ2人鬱陵島へ出稼漁業ヲ営ミシニ自村ニ於テナスヨリ
少シク利益ナルヲ以テ其後年々同島へ出稼ヲナスモノ増加……⁽⁵⁾

1893年（明治26）9月に浜田で開催された那賀郡公立勸業会では、「那賀郡実業の改良策」が討議され、第5号の「漁業拡張方法」では、朝鮮対州出稼漁業を発展させるためには実地調査が必要であるとして、郡聯合町村組合会に建議することにした。

1. 漁業拡張方法

漁業は沿海及び近海に限らず其領域を拡張し遠洋及出稼漁に及ぼさざる可からず、況んや我邦は彼の水産に富みたる朝鮮国と交互通漁の約ありて、本郡漁業者の如きは容易に直航し得るの便あるをや、然れども従来遠洋及朝鮮の漁状を調査したるものなきを以て之を實行すること難く、対州出稼漁の如き彼地に於て是迄往々税金其他不公平なる処分を受けたるものありと聞く、之を放念して漁夫が自然の発達に任ずときは、永く漁業をして困厄を極め利益を失ふこと尠からざるへし、故に速に朝鮮対州等の漁業に関する件を実地精査し以て漁業者の羅針盤となり此業の拡張を図らざる可らず⁽⁶⁾

こうして日清戦争後では、県の勸奨を背景にして、石見国漁民の対馬、そして朝鮮海域への出稼漁業が増加していった。秋の鯛縄、鰯釣、夏の烏賊、鯖漁が主要な漁業である。

(2) 朝鮮海漁業探検事業

1894年（明治27）6月、島根・秋鹿両郡と那賀郡の漁業組合が主唱して、島根外二郡役所に各郡漁業組合役員と郡役所主任書記を集めて、「朝鮮海出漁奨励協議会」を開催した⁽⁷⁾。ここで島根県での朝鮮海出漁組合設立のことが決定され、各組合は持ち帰って参加の有無を回答することを申し合せるとともに、新組合には県費補助を出願することを決定した⁽⁸⁾。

同じ94年10月、大分県水産協会が各県朝鮮海出漁者による全国組織結成を呼

びかけてきた⁽⁹⁾。次いで95年2月には、山口県馬関で朝鮮海出漁聯合組合創立の大会が開かれ、島根県からは県技手の雨森兼太郎と那賀郡漁業組合取締の栗山久太郎の両名が参加した。栗山は朝鮮海出漁に先駆的な役割を果しており、95年5月からは半年間にわたって、みずからが取締になって船頭1名、水夫5名、通弁2名の探検チームを編成して朝鮮海に出漁し、翌年に那賀郡漁業組合として漁船15艘、運搬船2艘に59名を乗組ませて、全羅道巨文島近海に出漁した⁽¹⁰⁾。こうした情報を背景にして、島根県は95年11月県会に明治29年度予算案として奨励費を3倍に増額2,040円を提案する。県知事の提案理由説明には次のように述べられている。

「朝鮮海出稼漁業ノ件ナルガ……其実例ヲ挙シニ、那賀郡ノ栗山久太郎ナル人ハ漁業組合ノ取締ニシテ、先年来コノ探検希望者ナルカ、一昨年(明治26年)モ実行シ、又今年ハ那賀郡漁業組合ノ事業トシテ郡費ヨリ若干ノ補助ヲ得テ實際探検シ居レハ、同組合ヨリハ己ニ相当ノ条件ヲ付シテ補助ヲ得タントノ請願書ガ出テ居ル様ナ次第ナリ、漁船ハ山口県大分県等ニテ朝鮮海出稼船トシテ用ヒ居ル一定ノ形ニシテ、一艘ニ五人ノ漁夫ヲ容ルヘキモ完全ナル船ヲ十艘ニテ都合五十人ノ漁夫ヲ行ル事ニセントス、又其漁具ハ大敷網ニテ鰯ヤ鯖ノ類ヲモ漁獲スヘキモ、重モニ秋季ヨリ冬季ニカケテ鱧、鯛等ヲ漁獲スルヲ以テ、漁夫ノ外ニ製造人ヲ要スルト、之ヲ釜山其他ノ港湾ニ持出シテ販売スルニ付テハ通弁人ヲモ要スルヲ以テ、大凡五千円内外ノ費用ヲ要スルカ如クナルガ、県庁ノ見込ニテハ此位ノ規模ヲ備ヘテ来ルモノアレハ補助セントスルニアリ」⁽¹¹⁾

こうして島根県は、1896年(明治29)10月に郡漁業組合を連合した島根県水産組合聯合会議所(会長恒松隆慶、幹事横井弁之助、技手勝部彦三郎)を設立、同所の事業として県費補助の「朝鮮海漁業探検事業」を実施する。「聯合会議所ハ外海漁業組合ヲ統轄スル所デアルカラ、外海漁業ノ模範トナルモノハ会議所ニ対シテ補助スルノガ適當デアルト認メ」⁽¹²⁾て県費補助が決定された。同所の明治29年度予算(29年10月～30年3月)では朝鮮海出漁探検に3,000円を計上、巾着網試験費1,200円、漁業製造業試験費100円の事業も加えて、合計4,300円の総額に対して1,750円の県費補助を得た⁽¹³⁾。ただこの年の巨文島出漁については、所期の目的をあげることができず、帰着した探検船の監督は「秋季出帆の

時期後れたると、漁具の内該地に適せざるものありて、地引網の如きも岩崖の爲め使用すること能はざりき、されば該地は近海に其比を見ざる魚族多かりしに拘はらず、充分の漁獲を得ざりしは遺憾なり」とその試験結果について述べている。

翌97年度（明治30）には、聯合会の朝鮮海探検事業に1,000円の県費を補助し、春秋二季を通じて20艘の探検船を派遣した。⁽⁷⁾98年度では、鱒流網、鯛延縄、そして江原道沿海漁業探検が実施された。参加希望探検船を各郡より募集、美濃郡大浜より1艘、邇摩郡大浦より3艘、安濃郡波根より3艘、簸川郡日御碕より1艘、八束郡より2艘が希望してきた。3月下旬より慶尚、全羅、忠清各道沿海で鱒流網、鯛延縄の試験操業を行った。次いで7月下旬からの3カ月は江原道沿海で探検漁業を実施した。⁽⁸⁾

99年度（明治32）では、邇摩郡から鱒網2艘、鯛縄1艘、安濃郡は鯛縄2艘、八束郡は鱒網1艘、那賀・美濃両郡から鱒網3艘、鯛縄4艘、計13艘が参加した。⁽⁹⁾1900年度は、八束郡4艘、邇摩郡5艘、那賀郡2艘、美濃郡2艘、計13艘のほか、親船として邇摩郡五十猛村の80石積2艘と70石積1艘が参加した。⁽¹⁰⁾01年度（明治34）は、春季に全羅、慶尚道沿海に母船1艘、漁船7艘をもつ2団体を、夏秋季には江原・咸鏡道沿海に探検船2艘を派遣することとし、簸川郡2艘、八束郡4艘、邇摩郡3艘、那賀郡2艘、美濃郡2艘、合計13艘が参加した。⁽¹¹⁾

(3) 朝鮮海通漁組合と出漁者統制

日清戦争後には朝鮮海出漁者が急増し、「四道の沿海至るところ日本漁船の帆影を見ないところなし」「朝鮮海の漁業権は全く日本の独占場たるの観」といわれるほどの状況であった。しかしこの当時の出漁者は、「実に不作法極まる者のみ」であり、「朝鮮を未開国として劣等な国であるという観念をどの漁夫も有っている。随って官民に対し何事によらず乱暴の極を尽します」と指摘され、朝鮮海出漁での最大の問題になっていた。

「まず第一に注意すべきは、朝鮮人との争斗を避けることである。争斗は正邪何れにありとするも、これがため日鮮人間の感情を悪化させることは将来の出漁に対し大なる不利を招く。元来争斗原因の多くは売買取引上の事とか、汲水または繋船上の事柄とか、漁船運行に関する行動上の対抗とか、漁場における漁具運用上の衝突とかであって、これら当事者の善意と注意さへあれば未然に避け得られるものである。ことに注意すべきは、彼我習俗の相違からお互に軽侮し合うのみでなく、特に婦人に対する態度は日鮮間に可なりの相違があるため、一層この傾向を強める⁽²⁾」

こうしたトラブルに対処して、1897年（明治30）に前釜山領事の伊集院彦吉らが、釜山に朝鮮漁業協会を設立して通漁者の保護と取締を行うこととした。さらに99年（明治32）6月には、農商務省水産局長牧朴真が韓国に出張して出漁の実態を視察し、その帰途に福岡で関係各県の主任協議会を開催、出漁者の監督を徹底する方針を明らかにするとともに、各府県に通漁組合の組織化を指示⁽³⁾した。島根県では、1900年（明治33）3月24日付で知事の認可を得て、「島根県韓海通漁組合」を設立、組合長に横井弁之助、理事に小川藏次郎、栗山久太郎が選任された。組合は規約第4条で、「韓海出漁の発達を企図し且つ同業者の風儀矯正遭難救護を以て目的とす」と明定し、第5条で「互に品行を慎み特に賭博及過度の飲酒等を戒むべきものとす」と漁業者の態度行動を規制する。また第6条では「風波其他遭難を認むるときは之を救助するの責あるものとす」、第7条では「出漁中の疾病若しくは死亡者ありたるときは…之を救助するものとす」と通漁者の相互救助を定めている⁽⁴⁾。

全国組織である朝鮮海通漁組合の規約の場合も同様で、通漁者の風儀矯正、遭難救助、その他の便宜供与を組合事業として規約第4条に列挙しているが、最大のねらいは風儀矯正にあったとみるべきで、特に第25条には、「韓人に対し暴行を加へ又は物品の強請を為す者」「上陸の際衣服を着用せざる者」「妄りに村落に立入り又は韓国婦人のみ居合する家屋若しくは汲水洗濯場に侵入する者」「賭博的の行為を為し又は之に使用する器具を携帯する者」と、具体的に例示しながら通漁者を規制しているのであった。日本人漁夫の朝鮮海出漁が暴力的な侵略として行われつづけていたことは、通漁組合結成から10年を経過し

た1910年（明治43）11月29日付の島根県の次の通牒をみても明らかである。

朝鮮通漁者ニ対シ諭示ノ件通牒

輓近朝鮮沿海ニ於ケル通漁船著シク増加シ益々發展スヘキ趨勢ニ有之候処、併合後ノ今日ニ至リテハ日鮮人ノ間ニ一層親密融和ヲ計ルヘキハ当然ノ儀ニ付、出漁者モ亦深く此点ニ注意シ言動ヲ慎ムベキ筈ニ有之候、然ルニ多数ノ漁民中ニハ往々其行動放漫ニ流レ、妄リニ土着朝鮮人ノ菜園ニ立入り或ハ其樹木ヲ伐採シ、甚シキハ凶器ノ数ヲ以テ威嚇ヲ試ムル者モ有之哉ノ趣屢々伝聞スル処ニ候、右ハ言語不通ノ為メ自然意思相疎通セズ、随テ相互行違ニ出デ候事実モ不尠トハ被認候得共、斯如キ事柄ノ為メ累ヲ内地人一般ニ及ボシ延テ日鮮人ノ間親密融和ヲ欠キ、此ノ種事業ノ経営ニ支障ヲ来スガ如キト有之候テハ甚ダ迷惑ノ次第ニツキ、心得違ノモノ無之様出漁者ニ対シ篤ト諭達方其筋ヨリ通牒有之候条、当業者ニ嚴重諭示相成度、命ニ依リ此段及通牒候也」

<注>

- (1) 『益田市史』p.629. 以下
- (2) 『山陰新聞』明治30年8月24日。
- (3) 『山陰新聞』明治27年2月10日。
- (4) 拙稿「島根県人の鬱陵島進出」(『島根大学山陰地域研究』第7号)
- (5) 島根県『島根県漁業基本調査報告書(漁村調査)』(大正元年刊)
- (6) 『山陰新聞』明治26年9月29日。
- (7) 『山陰新聞』明治27年6月7日。
- (8) 『山陰新聞』明治27年7月20日。
- (9) 『山陰新聞』明治27年10月21日。
- (10) 『山陰新聞』明治28年2月28日。
- (11) 『山陰新聞』明治28年8月21日。
- (12) 『山陰新聞』明治29年9月15日。
- (13)(14) 『島根県議会史』第1巻 p. 1184, 1228.
- (15) 『山陰新聞』明治29年10月10日。
- (16) 『山陰新聞』明治30年2月5日。
- (17) 『山陰新聞』明治30年8月7日。
- (18) 『山陰新聞』明治30年8月24日、31年3月15日。
- (19) 『山陰新聞』明治32年2月21日。
- (20) 『山陰新聞』明治33年3月1日。
- (21) 『山陰新聞』明治33年6月30日、34年1月25日。
- (22)(25) 羽原又吉『日本近代漁業経済史』下巻 p. 102, 116.
- (23) 『山陰新聞』明治32年7月30日。

- (24) 『山陰新聞』明治33年2月14日。
 (26) 明治43年11月29日簸丙農第1522号 (『新修島根県史』通史篇近代 p. 649)

3 朝鮮移住漁業と挫折

(1) 県水産試験場の探検船派遣

1903年(明治36)1月刊行の朝鮮海通漁組合联合会本部『朝鮮海通漁組合联合会報』第4号は、巻頭に本部論説として「韓海の漁業に關し日本海沿岸の漁業者に望む」を掲載した。それは山陰北陸の漁業者の奮起を促すものであった。

「江原咸鏡の沿海は其海状、生物に於て我邦日本海の沿岸に酷似せるものあるを見る。韓海の東北に於ける漁業は水族及漁具の適否より云ふも、航海の便否、漁者の素養より云ふも、正に山陰、北陸沿海にある漁者の力を以て開発すべき順序にして、之に対して充分の奨励をなすは実に自然に従ふの方針なるべし、然れども交通頻繁ならずして韓海の事情通ぜざりしものか、自己の漁場豊富にして遠征の必要なりしものか、今日迄島根、鳥取、富山等より二三の試験をなしたることあるのみにして、其他は未だ雙手を染めたるものあるを聞かず、嗚呼日本海沿岸の漁者及有識者よ、江原咸鏡の水産物として未だ本邦漁者の成功せざる主要なものみにしても、鱈、鰺、鰻、鯛、明太魚、鮭、鯨、鰈、帆立貝、昆布、鱈、鯖等あり、吾人は是等遺利の開拓に付ては、一に諸氏の手腕と奮起に待つ事切なり」

具体的取組みとしては、「先づ官衙及有識者の熱心を以て第一着に探検船を出し、親しく实地に接して将来の目標を立て、秩序的に創業することは穩当なるべし」と提案した。

1901年(明治34)には島根県で水産試験場が設立され、翌年度からは従来水産組合联合会が行っていた韓海試験操業を試験場で実施することになる。「明治34年秋季ニハ江原、慶尚二道沿海ノ探検ヲ為サシメ漁利ノ甚タ饒多ナルコトヲ確認シタリ、尚ホ本県水産試験場ハ同季ニ於テ同方面ニ出漁ヲ試ミ、又翌35年ニ於テ東海方面ニ出漁セリ、同36年ヨリ同39年マテハ水産試験場ノ委托試験

トシ、県下ノ漁船ヲシテ慶尚江原ノ二道ニ出漁セシメタリ」と島根県の報告書はまとめている。⁽²⁾

この間、1903年（明治36）12月の島根県会では、「遠洋漁業奨励ニ関スル意見書」が可決され、県知事に提出された。

遠洋漁業奨励ニ関スル意見書

従来本県下ノ漁業ハ近海ヲ専ラシテ遠洋ニ疎ナリ、世人往々口ヲ開ケバ水産ノ富源無
 尽藏ヲ説クモ、讒ニ近海数渾ノ間ヲ彷徨シテ魚族ノ来游ヲ待ツカ如キハ永遠ノ漁利ヲ期
 スル所以ニアラス、聞ク山口県ノ捕鯨ニ於ケル九州諸県ノ韓海出漁ニ於ケル、共ニ遠洋
 漁業ノ成功トシテ見ルヘキモノアリト、本県亦曩ニ水産試験場ニ於テ韓海探検ヲ為シ本
 年尚継続シテ出漁中ニアリ、其報告スル所ニ依レハ、本県対面ノ韓海魚族豊富其遺利誠
 ニ多大ニシテ、現ニ昨年ノ秋季ハ百日間ノ出漁ニ370余円ノ捕獲アリ、本年秋季ハ480余
 円ノ捕獲アリシトイフ、斯ノ如ク漁利ノ豊富ナルニ拘ハラス斯業ノ未ダ發達セサル所以
 ノモノハ、創業ノ奨励未ダ足ラサルニ座ス、之ニ依テ本県遠洋漁業ノ奨励方法トシテ適
 当ノ方案ヲ設定セラレ、明治37年度ニ於ケル其予算案ヲ發付セラレンコトヲ望ム⁽³⁾

この意見書を受けて島根県では、1906年（明治39）に遠洋漁業補助規則を制
 定し、外国領海に出漁するもの、遠洋漁業に従事するものに対して補助金を交
 付することにした。ただし県会では予算額が少額にすぎるとして、1905（明治
 38）12月に「漁業補助ニ関スル意見書」を可決して、追加予算を提案するよう
 に要望した。⁽⁴⁾ここで助成の対象とされたのは、汽船は50トン以上（1トンに付
 15円以内）、西洋形帆船は10トン以上（1トンに付10円以内）、母船の日本形帆
 船は100石積以上（10石に付8円以内）、漁船は幅7尺以上で乗組漁夫は島根県
 在籍が3分の2以上（漁夫1人に付10円以内）であり、この年には美濃、簸川、
 隠岐、邇摩の各郡から1件づつ、那賀郡からは2件の出願があったという。⁽⁵⁾ま
 た、浜田の県立水産学校に韓語科が新設され、水産業従事者の朝鮮進出を支援
 することになる。⁽⁶⁾

(2) 移住漁業の推進と挫折

日本からの出漁漁船の増加に従って、漁獲物をどうするかが問題となる。釜

山などには魚市場が開設されており、販売することができたが、漁場が遠く離れている場合には、塩蔵するか乾製にして内地へ輸送するか、朝鮮人の出買船に捨売する以外に方法はなかった。漁獲物の価値を高めるためには、塩干加工の陸上根拠地が必要となるし、帆船から発動機船へと鮮魚運搬船の高速化が求められた。

そうした問題解決をめざして、韓国への移住漁業が推進されることになった。1907年（明治40）1月、島根県は勸業主任打合会で協議事項の第一に「韓国移住漁業奨励に関する件」をあげ、「今や出稼漁業の不利なるを知り進んで彼地に漁村を経営し移住漁業をなすの時期に移らんとせり、本県の漁業者たる者大に発展の方法を講せざるべからず」と問題を提起した。⁽⁷⁾

同じ頃、島根県法政会（会長梅謙次郎）は担当調査委員の松原新之助の名において「島根県に於ける対韓水産経営に就て」と題する調査報告を発表した。そこでは竹辺や迎日湾などの移住予定地まで提示して、具体的な経営方法を提案している。

島根県水産対韓経営

1. 漁民を移住せしめ韓国に土着して漁業を営ましむると同時に通漁民に便宜を与ふる方法を執るべし
2. 移住の方面は専ら江原咸鏡等北韓地方を撰ふこと
3. 移住根拠地を予定すること左の如し、城津、馬養島、長箭洞、竹辺、迎日湾。
4. 根拠予定地は前記5箇所とし、1箇所に約30戸、即ち全体にて150戸を移住せしむ、此人員1戸5人平均とし750人とす。
5. 移住漁民は家族をして旁ら農業を営ましむること。
6. 漁業の種類左の如し。

鱈流網 明太魚刺網、手操網、打瀬網、地曳網 大敷網、潜水器、揚繰網、延縄及小釣

7. 経営の方法 社団法人を組織し一切の経営を為すものとす、其事項左の如し。
 - (1) 根拠地点の調査を為すこと。
 - (2) 家屋の敷地及菜園を為すへき土地を買収すること。
 - (3) 家屋を建築すること。
 - (4) 日本形漁船を製造すること。

- (5) 漁獲物の処理運搬船を製造すること。
- (6) 多額の費用を要する漁具を製造すること。
- (7) 需要品を販売すること。
- (8) 移住民の移住費を貸与すること。

(以下略)⁽⁸⁾

島根県が江原道蔚珍郡竹辺洞に漁業根拠地を設けたのは、1907年（明治40）であった。『明治40年度島根県水産試験場報告』には、「本場へ専ら韓海出漁者奨励ヲ目的トシテ、韓国沿海ニ於テ出稼漁業発展ノ途ヲ開カンコトヲ期シ、江原道蔚珍郡竹辺洞トシテ永住的根拠地トセリ」と記してある。ただし竹辺洞根拠地は、建設直後の8月中旬には、日韓協約に反対する反日義兵斗争によって焼討ちされる難に遭遇する——「8月中旬竹辺洞根拠地暴徒襲来ノタメ数百円ヲ投シテ建築セン長8間巾3間堀建小屋及漁獲物処理者用製造小屋等悉皆焼燼セラレタルガ故再ヒ同所ヲ根拠地トシテ漁業ニ従事スルノ勇氣ナク且危険ノ恐レアリシヲ以テ余儀ナク該所ヲ引揚ゲ…」。竹辺洞は島根県水産試験場の「韓海出漁根拠地」であり、その後も「附近漁場ニ於テ各種漁業ヲ試ミ其後引続キ出漁試験ヲ為シツツアリ」であった。⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾

1908年（明治41）に韓国漁業法が公布され、韓国居住の日本人にも漁業権が許可されることになり、移住漁村建設が新しい課題になる。島根県でも水産組合联合会が根拠地を設置して漁業権獲得に乗り出す。

「明治41年度に創立シタル水産組合联合会ハ主トシテ出稼漁業ノ経営ヲ為シ第一着手トシテ韓国沿岸適当ノ地ニ於テ漁業権ヲ獲得シ漸ク以テ各樞要ノ個処ヲ根拠地トシ其設備ヲ完成シ事務員及医員等ヲモ常置シ出漁者ニ対シテ諸般ノ利便ヲ与ヘ安シテ其業ニ従事セシメントコトヲ期セリ」⁽¹¹⁾

「本県水産組合联合会評議員会は引続き一昨日殿町春陽館において開会43年度経費予算を議定して閉会せり、今其決議の内容を聞くに43年度予算は前年度に比し約4倍の増加にて8,500余円にして、其過半は韓海漁業に従事する漁業者に対する根拠地1ヶ所買取し、同所に家屋を建築し何時にても移住し得る様設備を完整するの費用にして予算総額の内約7,000円の経費の補助を仰かん心算なりと」⁽¹²⁾

島根県の漁場区出願にあたっては、藤本内務部長らを韓国に派遣して 165 件を出願、韓国釜山に残留した面高水産試験場長がさらに追加して 200 件に達したという。⁽⁴⁾「因みに他県の団体若くは個人より出願せる漁場区中には七重八重にもなるものある由なれば、権利獲得の上に於て自然競争を免かれざるべき」という状況であった。このため島根県では、訪韓した藤本内務部長らが漢城にて、担当大臣である趙農商工部大臣、俵孫一学部次官、若林警視総監らを招いて懇話会を開き、「島根県と韓国との古来の交通来歴より、現在農商漁業者来往の状態を述べ、⁽⁵⁾ 今後漁業の発展に就き韓国官民の賛助を求め」た。俵学部次官は浜田市出身であり、若林警視総監は前島根県知事であり、現在の丸山島根県知事は韓国警視監から転じたものであり、そうした人脈を活用して島根県からの出願を有利にしようと工作したものであった。

島根県が設置した漁業根拠地は、「慶尚南道龍南郡東面海松亭（統営の内）、同巨濟郡二連面長承浦（巨濟島の内）、同郡東部面猪仇里（巨濟島の内）、同蔚山郡幌南面九井洞（長生浦の内）、慶尚北道興海郡東上面倉浦洞、龍測洞（浦項附近）であった。このうち統営は、「元韓国軍部所管の土地にて小松山 3 万坪あり草地開墾地浜地約 5,500 坪あり、漁業者移住及び通漁の根拠地としては最も適當の位置なりと云ふ」⁽⁶⁾といわれるものであった。また蔚山郡長生浦の根拠地建設については、次のように新聞で報道されている。

「本県水産組合联合会に於ては漁業根拠地の一として前年（明治42年）朝鮮慶尚南道蔚山郡長生浦に若干の土地を買収せしが、今旧其地に家屋を建築する筈にて近々其材料一切を隠岐汽船吉辰丸に搭載し、尚ほ工事受負者隠岐国菱浦吉田熊次郎は六名の大工を引率して同時に渡鮮し起工する由なり、此家屋は和田耕合会幹事の設計にして、総建坪 30 余坪平屋造りにて、建築材料の内木竹石材は隠岐出雲産、瓦は石見温泉津産を用ひ、別段輪奐の美なきも最も堅牢を旨とし、屋内は客室居室浴室厨房便所等の外其一部には十坪の貯蔵室をも設け、畳建具等室内の造作も悉く具備しあれば、普通住家として先づ完全と謂ふべく、殊に倭小なる茅屋板屋等の多き中に赤瓦造りの新家屋は目新らしく、落成の上は蔚山湾頭に一異彩を放つべしと、猶右家屋は聯合会の所有にして、将来本県の出漁者に対し物資の供給通信の互達漁具の保管等を始め万般の世話を為さしむる為め適當の世話人を住居せしむる目的なれば、将来該方面に出漁する者は頗る便利にして且つ

安心して其業を営むことを得べしと云ふ⁽⁴⁷⁾」

移住者は島根県水産組合連合会の漁業根拠地移住規程にもとづいて選考されたが、有資格者は、(1) 品行方正な満20才以上の男子、(2) 妻帯者と共に移住し得る者、(3) 3年以上水産業の従事者、(4) 漁船漁具をもち移住費の資力ある者などである⁽⁴⁸⁾。江原道蔚珍面の竹辺洞の移住村には、明治45年に18戸48人が入植している⁽⁴⁹⁾。

しかしながら、朝鮮での移住漁村は早い時期に失敗で終る。大正元年(1912)12月の島根県会では、「数万円ノ金ヲ費シテ設備シタニモ拘ハラズ出稼人移住漁業者ハ幾ラアルカト云ヘバ殆ンド無イトイフ有様」と指摘して、県費補助金の使途を詳細にすべしという質問が行われている⁽⁵⁰⁾。島根県の移住漁村だけでなく、吉田直市の研究では、ほとんどの移住漁村が失敗に終わったという。

以上みてきたように、島根県漁民による朝鮮海への進出は、ゆきづまった沿岸漁業を打開する方途を、まず出稼漁業として、さらには漁業権取得による移住漁業に求めたものであった。日清戦争以降における朝鮮進出ブームのなかで、島根県の行政的指導と財政的支援を得て推進されたこの事業は、まさに地域レベルでの「朝鮮侵略」そのものであったといわなければならない。それが県と漁業者による植民地収奪でしかなかったことは、朝鮮総督府としても明確に認めているところであり、「通漁者ハ鮮海ノ魚類ヲ捕獲シ内地ニ運搬スルニ止マリ、何等鮮内経済財政上ニ貢献スル所ナシ⁽⁵¹⁾」と指摘しているような本質をもつものであった。

<注>

- (1) 『朝鮮海通漁組合聯合会報』第4号，明治36年，p. 3. 以下。
- (2) 島根県「第二次殖産十年計画」明治42年(『新修島根県史』史料篇近代<中>，p. 700)
- (3)(4) 『島根県議会史』第2巻，p. 498. 554.
- (5) 『山陰新聞』明治39年4月10日。
- (6) 『山陰新聞』明治41年2月25日。
- (7) 『山陰新聞』明治40年1月24日。

- (8) 『山陰新聞』明治40年2月7日。
- (9)(10) 『明治40年度島根県水産試験場報告』p.3, 17.
- (11)(12) 前掲島根県「第二次殖産十年計画」
- (13) 『山陰新聞』明治42年9月18日。
- (14) 『山陰新聞』明治42年5月12日。
- (15) 『山陰新聞』明治42年5月19日。
- (16) 『山陰新聞』明治43年5月1日。
- (17) 『山陰新聞』明治43年10月8日。
- (18) 『山陰新聞』明治44年6月13日。
- (19) 吉田敬市『朝鮮水産開発史』p. 474.
- (20) 『島根県議会史』第2巻, p. 731.
- (21) 大正10年朝鮮総督府『朝鮮産業調査書』の指摘(吉田前掲書, p. 278.)